

見附市、伊達市災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における応急対策の万全を期すため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条に基づき、新潟県見附市（以下「甲」という。）、福島県伊達市（以下「乙」という。）の間で、相互応援を実施するため必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び日用品並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車輛等の提供
- (3) 被災者の救出、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供
- (4) 救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 災害救援ボランティアのあっせん
- (6) 避難が必要な被災者の受入れ
- (7) 市役所の機能確保のために必要な施設・設備の提供
- (8) 前各号に掲げるもののほか、被災した市からの要請があった事項

(要請)

第3条 被災した市が応援の要請をする場合は、次の事項を明らかにして、電話等により要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号にかかげる応援を要請する場合は、物資、車輛、資機材等の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合は、職員の種類及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援期間
- (6) その他必要な事項

(業務)

第4条 前項の規定による要請を受けた市は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除き原則として被災した市が負担するものとする。

2 被災した市が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ被災した市から要請があった場合は、応援を実施した市は当該費用を一時繰り替え支弁するものとする。

(連絡担当者)

第6条 甲及び乙は、応援に関する事項の連絡の円滑化を図るため、あらかじめ連絡担当者を定めておくものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも申し出がないときは、更に3年間協定を更新するものとし、以降についても同様とする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年1月28日

甲 新潟県見附市長

久住 時男

乙 福島県伊達市長

仁志田 昇司